

日本FP協会会員の皆さまへ

日本FP協会 団体損害保険制度のご案内

サイバーリスク
(情報漏えい)保険

成年後見賠償責任保険

著作権・名誉き損
賠償責任保険

所得補償保険
(団体総合生活保険)

(これらは日本FP協会専用に設計された補償ラインナップです。4つの保険ともご加入は任意です。)

安心して業務に従事いただけます!



保険期間 2026年11月1日(日)午後4時～2027年11月1日(月)午後4時

加入締切日 2026年8月28日(金)(必要書類必着)

ご加入対象者 日本FP協会 個人会員 協会を退会した方は自動更新できませんのでご注意ください。

ご加入方法 カイトー社HPに掲載の加入依頼書および預金口座振替依頼書*を印刷して必要事項を記入捺印いただき、カイトー社まで郵送ください。
「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」(P.12、17～20)を必ずご確認ください。
加入内容に変更なく更新される方は、自動更新となりますのでご加入手続きは不要です。
*法人口座からの振替は不可となります。

保険料引落日 2026年10月27日(火)
この制度では、保険料収納業務を明治安田収納ビジネスサービス株式会社に委託しております。

中途加入の場合 加入締切日:2027年2月26日(金)(必要書類必着)
補償期間:2027年5月1日(土)午後4時～2027年11月1日(月)午後4時
上記同様に、加入依頼書および預金口座振替依頼書をカイトー社まで郵送ください。保険料引落日は保険始期(補償開始日)の前月27日(金融機関休業日は翌営業日)です。

問い合わせ先

〈取扱保険代理店〉 株式会社カイトー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル
E-Mail:jafp@kaito.co.jp
TEL:03-3369-3100/FAX:03-3369-3120
受付時間 平日午前9時00分から午後5時00分

〈引受保険会社〉

■幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(担当課)広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4153

団体損害保険制度は不測の事態をカバーします!!

●補償のラインナップ

1 サイバーリスク(情報漏えい)保険

●FP業務で個人情報を取扱う方向け

支払限度額・保険料

支払例

Aプランの場合

支払限度額

1請求あたり **1,000万円**

保険期間中 **1,000万円**

支払限度額の詳細は掲載ページにてご確認ください。

保険料

4,910円(年間分)

※支払限度額5,000万円のBプランもあります。

- 個人情報を記載した文書を紛失してしまい、トラブルになってしまった。



詳細は **P.3**へ

2 成年後見賠償責任保険

●成年後見業務を担う方向け

支払限度額・保険料

支払例

支払限度額

1請求あたり **5,000万円**

保険期間中 **1億円**

支払限度額の詳細は掲載ページにてご確認ください。

保険料

5,210円(年間分)

- 成年後見に関する申請業務で手続きミスがあり、トラブルになってしまった。



詳細は **P.7**へ

3

著作権・名誉き損賠償責任保険

●FP業務で実際に講演や投稿を行う方向け

支払限度額・保険料

Aプランの場合

支払限度額

1請求あたり **100万円**保険期間中 **100万円**

支払限度額の詳細は掲載ページにてご確認ください。

保険料

2,490円(年間分)

※支払限度額1,000万円のBプランもあります。

支払例

●講演の参加者から
名誉き損で訴えられた。●広告や著書について、
他の方の著作権侵害を
訴えられた。詳細は **P.9**へ

4

所得補償保険

●FP協会のすべての個人会員向け

保険金額・保険料

お支払い例

月額 **5万円**を
最長 **1年間**お支払い

(免責日数4日を超えた場合)

保険料例(1口加入)

40歳の方 **9,780円**(年間分)

※年齢により変動します。

支払例

●ケガや病気で業務に一切従事できなくなった。

詳細は **P.13**へ

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。所得補償は年齢に応じて保険料が変動しますので、予めご確認ください。また、加入内容の変更をお考えの方は、締切までに所定の書類でのお手続きをお願いいたします。

サイバーリスク(情報漏えい)保険

(保険期間: 2026年11月1日~2027年11月1日)

サイバーリスク(情報漏えい)保険とは

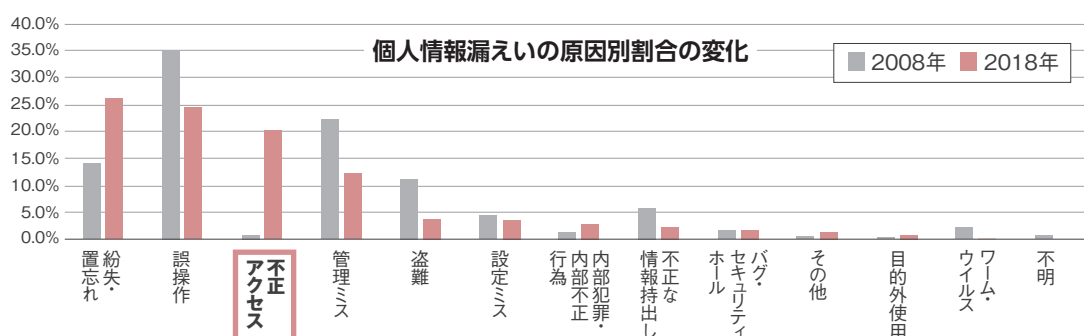
この保険は、情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害とお詫び状作成費用やデータ等復旧費用等のサイバーセキュリティ事故対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

加入対象

特定非営利活動法人(NPO法人)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の個人会員(資格認定会員または一般会員)であり、個人情報を取り扱う方。(法人賛助会員は除きます。)
被保険者は、ご加入者(記名被保険者)、ご加入者の使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限り)になります。

万が一、情報漏えいが発生した場合の備えは大丈夫ですか?

情報漏えいの原因として、「紛失・置忘れ」や「誤操作」に加えて、近年は「不正アクセス」の割合が増加しています。



出典: NPO日本ネットワークセキュリティ協会「2008年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査結果～個人情報漏えい編～(速報版)」より抜粋

事故例 こんな時にこの保険が役立ちます

セキュリティの運用管理を委託している会社から報告をうけて、サイバー攻撃により顧客情報が漏えいしたおそれがあることが判明した。実際にサイバー攻撃を受けているかどうかを確認するための費用が生じた。

取引先になりました悪質業者から受信したメールに添付されているファイルを開封してしまったことが原因で、マルウェアに感染し、情報漏えいが発生した。同時に自社のデータが破壊されてしまい、損害を受けたデータ復旧するために費用が生じた。

もしサイバー攻撃による事故が起こったら

求められる対応



●検知内容の精査



●影響の調査
●影響箇所・範囲の特定 等



●ログ収集
●証拠保全
●原因・被害調査
●バックアップ復元 等



●見舞金
●広報対応
●弁護士費用 等



●再発防止のための各種施策(技術対策、教育、ルール作り等)の計画策定

●初動対応・フォレンジック調査費用

事故発生時には、事故の裏付けとなる証拠の抽出や、サイバー攻撃による被害状況の特定を行う「フォレンジック調査」が必要となります。「フォレンジック調査」には、専門知識とノウハウを要するため、**端末1台あたり約20～100万円×端末台数分の費用が発生**することがあります。

●見舞金・弁護士相談費用・再発防止費用

情報漏えいが発生すると、「被害者への通知」「その他関係者に対する各種対応策の策定」「訴訟が提起された場合の各種対応」等の対応が必要となります。弁護士相談する場合には内容や規模により異なりますが、**最低数十万円～の費用を要**することがあります。

サイバーセキュリティ事故対応費用

サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)				
補償対象となる費用		費用全体の支払限度額	各費用固有の支払限度額*2	縮小支払割合
サイバー攻撃対応費用	コンピュータシステム遮断費用	1事故*1・ 保険期間中 加入プランの 支払限度額	1事故・保険期間中 5,000万円*3	100%
	サイバー攻撃の有無確認費用			
原因・被害範囲調査費用			1事故・保険期間中 3,000万円	100%
相談費用	弁護士費用			
	コンサルティング費用			
	風評被害拡大防止費用			
コンピュータシステム復旧費用			1事故・保険期間中 3,000万円	100%
その他事故 対応費用	記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費			
	通信費・お詫び状作成費用・コールセンター委託費用			
	個人情報漏えい通知費用			
	謝罪費用・会見費用			
	被害者への見舞金・見舞品購入費用			
	被害法人への見舞品購入費用			
	クレジット情報モニタリング費用			
	他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用			
	公的調査対応費用			
再発防止費用		1事故・保険期間中 3,000万円	90%	
訴訟対応費用		1請求・保険期間中 1,000万円	100%	

*1 訴訟対応費用については1請求となります。

*2 各費用固有の支払限度額は、費用全体の支払限度額に対して内枠で適用されます。「費用全体の支払限度額<各費用固有の支払限度額」となる場合は、各費用固有の支払限度額は、費用全体の支払限度額と同額となります。

*3 サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用で共有します。

緊急時ホットラインサービス付帯

本サービスは、お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口で直接ご支援を実施するサービスです。例えば、こんな時にご利用ください。

- 個人情報漏えいが疑われる事態が発生したが、まず何をすればいいかわからず初動のアドバイスが欲しい。
- 再発防止策を策定するために、専門的な視点でのアドバイスが欲しい。

ブ ロ ッ ク サ イ バ ー

 **0120-269-318** **24時間365日対応**
(年中無休)

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」(または「ご加入者名」「加入者証券番号」)を確認させていただきます。
※本サービスは、サイバーリスク(情報漏えい)保険にご加入の方のみご利用いただけるサービスです。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

保険条件・保険料

支払限度額と保険料		支払限度額	免責金額 (自己負担額)	年間保険料
A	損害賠償責任	1請求あたり 1,000万円 / 保険期間中 1,000万円	0円	4,910円
	サイバーセキュリティ事故対応費用	1事故 [*] あたり 1,000万円 / 保険期間中 1,000万円		
B	損害賠償責任	1請求あたり 5,000万円 / 保険期間中 5,000万円		6,740円
	サイバーセキュリティ事故対応費用	1事故 [*] あたり 5,000万円 / 保険期間中 5,000万円		

*訴訟対応費用については1請求となります。

◆中途加入の場合

	補償開始日	補償終了日	保険料(6ヶ月分)
A	2027年5月1日	2027年11月1日	2,460円
B			3,370円

！ 保険料とは別に制度運営費76円+消費税をいただきます。

なお、この費用は1加入者あたりの金額となりますので、複数の補償を同時にお申込みいただいた場合も76円+消費税となります。

【約款構成】

賠償責任保険普通保険約款、サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）、サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）、情報漏えいリスク限定担保特約条項 等

保険金をお支払いする場合

【損害賠償責任に関する補償】

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

※日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

【サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】

情報の漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。

a. サイバー攻撃対応費用

セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。

ア. コンピュータシステム遮断費用

サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用

イ. サイバー攻撃の有無確認費用

サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りです。

b. 原因・被害範囲調査費用

セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。

c. 相談費用

セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。*

ア. 弁護士費用

弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。

（ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬

（イ）刑事事件に関する委任にかかる費用

（ウ）e. その他事故対応費用コ. 損害賠償請求費用」の費用

イ. コンサルティング費用

セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）

ウ. 風評被害拡大防止費用

風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）

d. コンピュータシステム復旧費用

次の費用をいいます。* なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。

ア. データ等復旧費用

セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフトウェア、プログラムまたはウェブサイトの復元、修復、再製作または再取得にかかる費用

イ. コンピュータシステム損傷時対応費用

セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用

（ア）コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用

（イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用

e. その他事故対応費用

次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、gを除きます。

ア. 人件費

セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用

イ. 交通費・宿泊費

セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費

ウ. 通信費・コールセンター委託費用等

セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。

エ. 個人情報漏えい通知費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用

オ. 社告費用

新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。

カ. 個人情報漏えい見舞費用*

公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用（ア）見舞金

（イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用

（ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。）

キ. 法人見舞費用

セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。）ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りです。

ク. クレジット情報モニタリング費用*

セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用

ケ. 公的調査対応費用

セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用

（ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。）

（イ）通信費

（ウ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費

（エ）コンサルティング費用*

コ. 損害賠償請求費用

記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用

f. 再発防止費用

同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。* ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。

g. 訴訟対応費用

次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。

ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用

イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費

ウ. 増設コピー機のリース費用

エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用

オ. 意見書・鑑定書の作成費用

カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

*引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。

用語の定義

コンピュータシステムとは、情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

サイバー攻撃とは
コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。

- ア. コンピュータシステムへの不正アクセス
- イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。)
- エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

事故対応期間とは
被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故(定義については、＜セキュリティ事故とは＞＜風評被害事故とは＞をご確認ください。)を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

情報の漏えいとは
電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。

- ア. 個人情報
- イ. 法人情報
- ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)

漏えいとは
次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。)

イ. 法人情報被害者以外の第三者に知られたこと

ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。)に知られたこと

セキュリティ事故とは
次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、P.5に記載のa.サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

- ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ
- イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

風評被害事故とは
セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

外部通報とは
次のいずれかをいいます。

- ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報
- イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

公表等の措置とは
次のいずれかをいいます。

- ① 公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限り。)
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③ 被害者または被害法人に対する詫言の送付
- ④ 公的機関からの通報

保険金をお支払いしない主な場合

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】(共通)

- ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
- ・次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ) 安全保障・防衛
- ・核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)(放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用)
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(は、その事由)
- ・次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(行為)
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(行われた行為)
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・他人の身体障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。

・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。

- ア. 火災、破裂または爆発
- イ. 急激かつ予測不能の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止

・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。

・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

・記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

・被保険者が放送または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版

・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由

・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)(のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。))

・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用(罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの(被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず))

・被保険者相互間における損害賠償請求

・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任

- ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
- イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

等

お支払いの対象となる損害

- ① 法律上の損害賠償金
 - ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- ② 争訟費用
- ③ 協力費用

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中ごとの設定)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(本ページ記載の損害賠償金および費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、「賠償責任保険に関する補償」「サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償」でお支払いするすべての保険金を合算して、加入プランの支払限度額(保険期間中)が限度となります。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、P.4「各費用固有の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、加入プランの支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

成年後見賠償責任保険

(保険期間:2026年11月1日~2027年11月1日)

成年後見賠償責任保険とは

この保険は、被保険者が、成年後見・任意後見業務の遂行に起因して、被後見人等を含む他人に損害を与え、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

加入対象

特定非営利活動法人(NPO法人)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の個人会員(資格認定会員または一般会員)であり、成年後見業務・任意後見業務を担う方。(法人賛助会員は除きます。)
被保険者は、ご加入者(記名被保険者)、ご加入者の使用人になります。

事故例 こんな時にこの保険が役立ちます

「療養看護」の業務において

- 被後見人が入所を予定していた施設との契約手続きの中でミスをしてしまい、当該施設への入所ができなくなってしまった。
- 被後見人が受ける予定だった介護サービスの契約手続きの中でミスをしてしまい、本来発生し得なかった違約金などの損害を発生させてしまった。

「財産管理」の業務において

- 財産の確認のため被後見人のお宅を訪問した際、誤って床に置かれた骨董品につまづき破損させてしまった。
- 過去から被後見人が行っていた社寺等への贈与の内容を誤認し、必要以上の金額を贈与してしまった。



保険条件・保険料

● 支払限度額と保険料

	支払限度額	免責金額 (自己負担額)	年間保険料
対人・対物賠償(合算)	1名・1請求あたり 5,000万円 / 保険期間中 1億円	0円	5,210円
上記以外	1請求あたり 5,000万円 / 保険期間中 1億円		

※訴訟対応費用の支払限度額は1請求あたり1,000万円、初期対応費用の支払限度額は1請求あたり1,000万円(見舞費用支払限度額は被害者1名につき10万円)となります。

◆ 中途加入の場合

補償開始日	補償終了日	保険料(6か月分)
2027年5月1日	2027年11月1日	2,610円

! 保険料とは別に制度運営費76円+消費税をいただきます。

なお、この費用は1加入者あたりの金額となりますので、複数の補償を同時にお申込みいただいた場合も76円+消費税となります。

【約款構成】

専門的業務賠償責任保険普通保険約款、成年後見・任意後見業務特約条項、原子力危険不担保特約条項、汚染危険不担保特約条項、石綿損害等不担保特約条項、訴訟対応費用担保特約条項、初期対応費用担保特約条項 等

保険金をお支払いする場合

被保険者または業務の補助者による成年後見・任意後見業務の遂行に起因して発生した不測の事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者に対して損害賠償請求（以下「請求」といいます。）がなされたことによって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

成年後見・任意後見業務とは

被保険者が日本国内において行う次の業務をいいます。

- ア. 民法に規定された成年後見人または成年後見監督人としての後見の事務
- イ. 民法に規定された保佐人、臨時保佐人もしくは保佐監督人としての保佐の事務または補助人、臨時補助人もしくは補助監督人としての補助の事務
- ウ. アまたはイの業務に付随する相談業務
- エ. 公正証書による任意後見契約に基づく任意後見人としての事務
- オ. 家庭裁判所からの選任および権限の付与に基づいて行われる任意後見監督人としての事務

- カ. 公正証書による任意後見契約に付随する公正証書による契約に基づく次の事務
(ア) 任意後見契約がその効力を生ずる前に行われる身上監護事務および財産管理事務
 - キ. 公正証書による任意後見契約に付随する確定日付のある私署証書による契約に基づく次の事務
(ア) 任意後見契約がその効力を生ずる前に行われる身上監護事務および財産管理事務
 - ク. 公正証書による任意後見契約に付随する次の事務
(ア) 任意後見契約がその効力を生ずる前に行われる身上監護事務および財産管理事務
 - ケ. エからクまでの事務を開始するために必要な事務
- なお、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りします。

保険金をお支払いしない主な場合

次の行為または事由により生じた損害については保険金をお支払いできません。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為
- ② この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事由または行為と同一または関連する事由または行為
- ③ 履行不能または履行遅滞。ただし、その原因が火災、破裂、爆発その他の不測かつ突発的な事故による場合は、この規定を適用しません。
- ④ 業務の履行の追完もしくは再履行、業務の結果自体の改善もしくは修補または業務に関する対価の返還
- ⑤ 情報の漏えい
- ⑥ アスベスト

- ⑦ 騒音、振動、ちり・ほこり、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化もしくは電波障害または日照権もしくは眺望権の侵害
- ⑧ 業務を行う機関として必要な登録を受けていない間または登録の効力を失った後に被保険者が行った行為
- ⑨ 被保険者の支払不能または破産
- ⑩ 保険契約者または被保険者の故意
- ⑪ 次の事由に起因する賠償責任
ア. 被保険者の業務の補助者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
イ. 他人の財物の紛失・盗取・詐取
ウ. 名誉き損または秘密漏えい
- ⑫ サイバー攻撃

等

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金*1
- ② 争訟費用*2
- ③ 協力費用
- ④ 訴訟対応費用

事故に起因して日本国内において提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なもの（その額および使途が社会通念上、妥当とされるものに限りします。）

- ア. 被保険者の業務の補助者の超過勤務手当または臨時雇用費用
- イ. 被保険者の役員または業務の補助者の交通費または宿泊費
- ウ. 増設コピー機のリース費用
- エ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- オ. 事故原因の調査費用
- カ. 意見書・鑑定書の作成費用
- キ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

⑤ 初期対応費用

この保険の支払対象となりうる他人の身体障害、他人の財物の損壊等が生じた際に被保険者が支出した次の費用のうち、事故に対応するために直接必要なもの（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りします。）をいいます。

- ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
 - イ. 事故現場の取り片付け費用
 - ウ. 被保険者の役員または業務の補助者を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用
 - エ. 通信費
 - オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。
 - カ. 書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用
 - キ. その他ア. からカ. までの準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。
- 〈保険金のお支払い方法〉
左記①②については、これらの合計額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。左記③については、その全額に対して保険金をお支払いします。左記④⑤については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
*1 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
*2 あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。

Q&A

① 被後見人とのトラブルについて、訴訟に至らないと保険金が支払われないのですか。

- Ⓐ 示談交渉や調停であっても、保険金をお支払いすることが可能です。ただし、すべての交渉・手続きが完了した後にご報告を頂戴しても保険金をお支払いできない可能性がありますので、交渉・手続き開始前に引受保険会社までご相談ください。ただし、P.8記載のお支払いしない主な場合に起因して発生したトラブルや訴訟等は対象外です。

② 被後見人やその親族から言いがかりのような訴訟を提起された場合に、相談に乗ってもらえるのでしょうか。

- Ⓐ 加入者であるFPPの方に責任が無いことを勝ち取る訴訟についても、保険金をお支払いできることがあります。その訴訟のおそれが分かった時点で、引受保険会社まで事前にご相談ください。ただし、P.8記載のお支払いしない主な場合に起因して発生したトラブルや訴訟等は対象外です。

③ 本保険に加入した場合に、過去行ってきた業務はどこまで補償されるのですか。

- Ⓐ 最初に本保険にご加入いただき補償が開始した時以降の業務です。（※一度更新をやめると、「最初」の時点が上書きされ、次回加入時以降の業務のみの補償となってしまう点をご留意ください。）

④ 被後見人が第三者に損害を与えてしまった場合、補償の対象となりますか。

- Ⓐ 被後見人が第三者に損害を与えたことについて、成年後見人が損害賠償請求を受けた場合には、補償対象となる可能性があります。

⑤ 保険金を一度受け取った後、この保険はどうなるのですか。

- Ⓐ お支払い後も、お支払保険金額が保険期間中支払限度額を超えない限り同内容の補償が続きます。ただし、お支払保険金額が保険期間中支払限度額を超えた場合には保険契約が失効します。また、保険期間中制度全体で収支が悪化した際には、保険料や補償内容を見直す可能性がありますことを予めご了承ください。

著作権・名誉き損賠償責任保険

(保険期間: 2026年11月1日～2027年11月1日)

著作権・名誉き損賠償責任保険とは

この保険は、業務の遂行または業務の結果に起因して、他人の身体障害や財物損壊、人格権侵害、宣伝侵害等について、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。対象となる主な損害は、以下の通りです。詳細はP.10『お支払いする場合』をご覧ください。

- FP業務またはその結果に伴う不当行為による他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害等の人格権の侵害
- FP業務に関して行った広告、宣伝による他人の名誉き損、プライバシー侵害、著作権等の侵害
- FP業務に関して行った広告、宣伝による他人の営業上の利益の侵害

加入対象

特定非営利活動法人(NPO法人)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の個人会員(資格認定会員または一般会員)であり、実際に講演や投稿等のFP業務を行う方。(法人賛助会員は除きます)
被保険者は、ご加入者(記名被保険者)、ご加入者の使用人になります。

事故例 こんな時にこの保険が役立ちます

FPとしての意見について雑誌に寄稿した際、内容の一部が別の著書の内容を否定しているとして、その著書の著者から名誉き損で訴えられた。



講師としてFPの立場から講演を行ったところ、内容の一部が他の講演の著作権を侵害しているとして訴えられた。



事務所でFPの立場で相談を受けていた際、相談者のプライバシーを侵害する発言があったとしてトラブルとなった。



※ 加入者個人のFPとしての業務に限ります。税理士等の国家資格を持つ者以外の者が行うことを法令により禁じられている行為は対象外です。

保険条件・保険料

●支払限度額と保険料

	支払限度額	免責金額(自己負担額)	年間保険料
A	100万円	0円	2,490円
B	1,000万円		4,440円

●支払限度額の詳細

		人格権・宣伝侵害	事故対応費用	対人・対物賠償(合算)
A	業務遂行中	1名・1請求・保険期間中 100万円	1事故 100万円*	1名・1請求 100万円
	業務の結果	1名・1請求・保険期間中 100万円	1事故 100万円*	1名・1請求・保険期間中 100万円
B	業務遂行中	1名・1請求・保険期間中 1,000万円	1事故 1,000万円*	1名・1請求 1,000万円
	業務の結果	1名・1請求・保険期間中 1,000万円	1事故 1,000万円*	1名・1請求・保険期間中 1,000万円

事故対応費用とは、著作権・名誉き損賠償責任保険で対象としている事故について、被保険者が支出した初期対応費用*や訴訟対応費用および信頼回復広告費用をいいます。

*初期対応費用における身体障害見舞費用については、「事故対応費用」の支払限度額の内枠において、被害者1名あたり10万円を限度とします。

◆中途加入の場合

	補償開始日	補償終了日	保険料(6か月分)
A	2027年5月1日	2027年11月1日	1,250円
B			2,220円

! 保険料とは別に制度運営費76円+消費税をいただきます。

なお、この費用は1加入者あたりの金額となりますので、複数の補償を同時にお申込みいただいた場合も76円+消費税となります。

【約款構成】

賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、人格権侵害担保特約条項、宣伝侵害担保特約条項、事故対応費用担保特約条項、特定危険不担保特約条項、損害賠償請求ベース特約条項 等

保険金をお支払いする場合

＜業務遂行中（施設賠償部分）＞

記名被保険者が所有、使用または管理する施設や業務の遂行に起因して、日本国内において、他人の身体または生命を害したこと、または、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに付いて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

＜業務の結果（生産物賠償部分）＞

記名被保険者が行った業務の結果に起因して、日本国内において、他人の身体または生命を害したこと、または、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに付いて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

＜人格権・宣伝侵害部分＞

施設の所有・使用・管理や業務の遂行もしくはその結果のいずれかに伴って日本国内で行われた**不当行為**による**人格権侵害**または**広告・宣伝**による**宣伝侵害**について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

人格権侵害とは

他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

不当行為とは

次のいずれかの行為をいいます。

ア. 不当な身体拘束

イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示

宣伝侵害とは

被保険者の役務に関して行われた広告・宣伝によって発生した次の権利侵害または利益侵害（以下「権利侵害等」といいます。）をいいます。ただし、同一の原因または事由に起因して発生した権利侵害等は、1回の権利侵害等とみなし、最初の権利侵害等が発生した時にすべての権利侵害等が発生したものとみなします。

ア. 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

イ. 他人の商品または営業に関する氏名、商号、商標、標章、容器、包装その他の表示と同一または類似の表示の使用による営業上の利益の侵害

ウ. 他人の商品の形態と同一または類似の形態の使用による営業上の利益の侵害

エ. 不当表示（商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途もしくは数量または役務の質、内容、用途もしくは数量について、誤認させるような表示をいいます。）の使用による営業上の利益の侵害

オ. 意匠権、著作権、人格権、著作権、出版権または著作隣接権の侵害
※なお、保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由により生じた損害については保険金をお支払いできません。

＜共通＞

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑦ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑧ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険期間の開始時に事故の発生を知っていた場合は、その事故
- ⑨ 本保険加入初年度の始期日（遡及日）より前に発生した事故
- ⑩ サイバー攻撃

＜施設賠償部分で追加されるもの＞

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
- ② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ③ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事
- ④ 次に掲げるものの所有、使用または管理
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物
- ⑤ 記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの
 - ア. 商品または飲食物
 - イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物（仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材を除きます。）
- ⑥ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑦ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑧ 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（⑦

に規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者毎に個別に行います。

＜生産物賠償部分で追加されるもの＞

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
- ② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示
- ③ 仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
- ④ 被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ア. 生産物
 - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
 - ウ. 完成品
 - エ. 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物

⑤ 仕事の結果による事故については、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）または放棄の前に発生した事故

＜人格権・宣伝侵害部分でさらに追加されるもの＞

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた広告・宣伝または不当行為
- ② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた広告・宣伝または不当行為
- ③ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ④ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた広告・宣伝または不当行為
- ⑤ 広告業、放送業、出版業、映画・ビデオ製作業または情報サービス業を営む被保険者によって行われた広告・宣伝または不当行為
- ⑥ 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟（宣伝侵害部分のみ）

等

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金*1
- ② 争訟費用(被保険者に対する差止請求に関する争訟による費用を含む。)*2
- ③ 損害防止軽減費用*2
- ④ 緊急措置費用*2
- ⑤ 協力費用
- ⑥ 訴訟対応費用
日本国内で被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。
 - ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
 - イ. 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
 - ウ. 増設コピー機のリース費用
 - エ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
 - オ. 事故原因の調査費用
 - カ. 意見書・鑑定書の作成費用
 - キ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

- ⑦ 初期対応費用
被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。
 - ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
 - イ. 事故現場の取り片付け費用
 - ウ. 記名被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用
 - エ. 通信費
 - オ. 身体障害見舞費用(事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金もしくは香典または見舞品購入費用)

- カ. 書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用
- キ. その他ア〜カまでに準ずる費用。ただし、事故が他人の身体の障害以外である場合において被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を除きます。

- ⑧ 信頼回復広告費用
次の費用のうち、記名被保険者が書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出したものをいいます。ただし、左記①〜⑤のいずれかが支払われる場合に限りです。
 - ア. 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用
 - イ. 事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、記名被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動にかかる費用を除きます。
 - ウ. コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限りです。
 - (ア) イ. に規定する広告宣伝活動対策
 - (イ) 事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策

- 〈保険金のお支払い方法〉
左記①については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
左記②③④⑤については、その全額に対して保険金をお支払いします。ただし左記②については、損害賠償金が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
左記⑥⑦、上記⑧については、これらの合計額に対してご加入プランの事故対応費用支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
*1 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
*2 あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。

Q&A

① トラブルが生じた際、訴訟に至らないと保険金が支払われないのですか。

- Ⓐ 示談交渉や調停であっても、保険金をお支払いすることが可能です。ただし、すべての交渉・手続きが完了した後にご報告を頂戴しても保険金をお支払いできない可能性がありますので、交渉・手続き開始前に引受保険会社までご相談ください。
ただし、P.10記載のお支払いしない主な場合に起因して発生したトラブルや訴訟等は対象外です。

② 相談者から突然言いがかりのような訴訟を提起された場合に、相談に乗ってもらえるのでしょうか。

- Ⓐ 加入者であるFPの方に責任が無いことを勝ち取る訴訟についても、保険金をお支払いできることがあります。その訴訟のおそれが分かった時点でも結構ですので、引受保険会社まで事前にご相談ください。
ただし、P.10記載のお支払いしない主な場合に起因して発生したトラブルや訴訟等は対象外です。

③ 本制度に加入した場合に、過去の事故はどこまで補償されるのですか。

- Ⓐ 最初に本制度にご加入いただき補償が開始した時以降の事故です。(※一度更新をやめしまうと、「最初」の時点が上書きされ、次回加入時以降の事故のみの補償となってしまう点をご留意ください。)

④ 講演や著書が無断で流用されていることが分かり自分から訴えに出る場合は、補償の対象となりますか。

- Ⓐ 申し訳ありませんが、補償の対象とはなりません。第三者に対して損害賠償責任を負ってしまったケースをサポートする保険であるため、ご自分から行う訴訟は対象外となります。

⑤ 保険金を一度受け取った後、この保険はどうなるのですか。

- Ⓐ お支払い後も、お支払保険金額が保険期間中支払限度額を超えない限り同内容の補償が続きます。ただし、お支払保険金額が保険期間中支払限度額を超えた場合には保険契約が失効します。また、保険期間中制度全体で収支が悪化した際には、保険料や補償内容を見直す可能性がありますことを予めご了承ください。

⑥ 企業に勤務しながらAFPやCFPの資格を持っている場合に、その企業での業務におけるトラブルは補償されますか。

- Ⓐ その場合はこの保険制度では対象外となります。その企業で手配されている保険での請求をご検討ください。

◆重要事項説明書

もし事故が起きたときは

(成年後見賠償責任保険)

被保険者に対して請求がなされたときは、遅滞なく、損害賠償請求者の住所・氏名および請求の内容ならびに他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。被保険者が請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求のおそれのある原因または事由の具体的状況について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項で補償対象となる費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(サイバーリスク(情報漏えい)保険の上記以外、著作権・名誉毀損賠償責任保険)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、サイバーリスク(情報漏えい)保険の場合、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(示談交渉サービスは行いません)

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様(被保険者)側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

ご加入の際のご注意

●告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(取扱保険代理店には、告知受領権があります。)

●通知義務

(著作権・名誉毀損賠償責任保険):ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱保険代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(サイバーリスク(情報漏えい)保険、成年後見賠償責任保険):ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保

険金を支払う場合

●保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りです))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱保険代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

※個人情報取扱いに関するご案内(P.22)をご確認ください。

※指定紛争解決機関についてはP.20の記載をご確認ください。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

このパートは、サイバーリスク(情報漏えい)保険、成年後見賠償責任保険、著作権・名誉毀損賠償責任保険の概要をご紹介します。詳しくは、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款およびセットされる特約条項によりありますが、ご不明な点がございましたら、取扱保険代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

所得補償保険 (団体総合生活保険)

(保険期間: 2026年11月1日午後4時～2027年11月1日午後4時)

所得補償保険とは

突然の病気・ケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(4日)を超えた場合に、最長1年間補償します。もし突然病気になり倒れてしまった場合、事務所を休業とせざるを得ず、家族だけでなく自分ひとりの生活でさえ支えることができなくなる可能性があります。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

※ 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

※ 保険会社の定める約款にしたがって、お支払いする保険金の額を計算しますので、収入そのものを補償するものではありません。

※ 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはP.15「補償の概要等」をご確認ください。

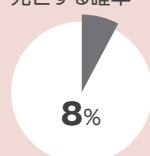
加入対象および保険の対象となる方(被保険者)本人

特定非営利活動法人(NPO法人)日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の個人会員(資格認定会員または一般会員)。(法人賛助会員は除きます。)

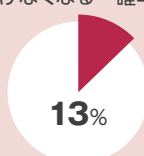
所得補償保険の必要性

35歳の方が65歳までに働けなくなる確率は**13%**で、**約 8 人に 1 人**の割合です。

死亡する確率*1



働けなくなる*2確率*3



*1 「平成27年簡易生命表」(厚生労働省)より東京海上日動作成

*2 傷病手当金を受給するケース

*3 「平成27年度現金給付受給者状況調査報告」(全国健康保険協会)より東京海上日動作成

働けなくなった際の収入の減少に備えましょう

● **保険金のお支払い例** (下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。)

・保険金額: 4口(20万円)

病気で1月28日から5月15日まで入院し、その後7月15日まで自宅で療養しました。この場合お受け取りいただく保険金は?

免責期間

1月28日～1月31日(4日間)

支払対象期間

2月1日～6月30日までの5か月間と7月1日～15日までの15日間の合計

お支払いする所得補償保険金

(20万円×5か月)+(20万円×15日/30日)=**110万円**

※ 1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保険期間	11月1日 → 翌年11月1日											
働けない期間			1月28日	7月15日								
免責期間(4日)		1月28日	1月31日									
保険金支払対象期間 (就業不能期間)			2月1日	7月15日								
			病気・入院	退院・自宅療養					復職			

付帯サービス

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップするサービスが付帯されています。詳細は、P.16をご参照ください。

保険条件・保険料(1口あたり)

団体割引 **5%**

保険金額と保険料

月額保険金額	保険期間	てん補期間 (保険金をお支払いする 1事故あたりの限度期間)	免責期間 (保険金をお支払い しない期間)	無事故戻し	加入限度口数	保険料
50,000円	1年	免責期間終了日の翌日から 1年間	就業不能が開始した日から 4日	なし	10口	年払

- この保険では、新規ご加入時に既にかかっているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(ご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)P.21「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。
- 過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢等により、ご加入をお断りすることがあります。
- 保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢(団体契約の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。次項の保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

加入保険 金額の目安

保険金額は平均月間所得額*1の85%以下かつ、加入限度口数以下でお考えください。

平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※保険期間の途中で平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合は、所得補償保険金額等の見直しを行ってください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

年 齢	保険料(年払)	2027年5月1日中途加入(一時払)の場合
満15～19歳	3,190円	1,600円
満20～24歳	4,650円	2,330円
満25～29歳	5,210円	2,610円
満30～34歳	6,390円	3,200円
満35～39歳	7,890円	3,950円
満40～44歳	9,780円	4,890円
満45～49歳	11,520円	5,760円
満50～54歳	13,290円	6,650円
満55～59歳	14,200円	7,100円
満60～64歳	14,790円	7,400円
満65～69歳	22,200円	11,100円

※年齢は、団体契約の始期日時点(2026年11月1日)の満年齢をいいます。保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満15歳以上の方に限ります。

※中途加入であっても、保険期間初日時点(2026年11月1日)の満年齢によって保険料が決まります。



保険料とは別に制度運営費76円+消費税をいただきます。

なお、この費用は1加入者あたりの金額となりますので、複数の補償を同時にお申込みいただいた場合も76円+消費税となります。

Q&A

①

新たに参加する際に、参加条件はありますか。

A 健康状態について所定項目を告知していただきます。この告知内容によってはご加入いただけない場合がございます。予めご了承ください。

②

休業を余儀なくされる事態となった場合に、いつから保険金の相談をすればよいですか。

A 主治医への確認事項等もございまして30日以内に引受保険会社までご一報ください。

③

個人事業主の場合、就業不能はどのように判断するのですか。

A 個人事業主の場合、客観的証明が困難なことがありますので、診断書ないし医師の見解も含めて就業不能を確認いたします。またケースによっては、本人や業務関係者に当たって就業状況を確認することもございます。予めご了承ください。

④

介護医療用生命保険料控除について、どのような連絡が来るのでしょうか。

A 控除対象保険料を記載したはがきを引受保険会社よりお手元にお送りしますので、そのはがきを証明資料として確定申告のお手続きを進めてください。お届けする時期は11月頃の予定です。

団体総合生活保険 補償の概要等

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。

所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。 *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。 *3 お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *4 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *5 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *6 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *7 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

<所得補償保険にご加入の方のみ>

サービスのご案内

自動セット

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

身の回りの法律や税金に関する電話での相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時

☎ 0120-285-110

介護アシスト

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症の不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 各種サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、かつ
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*3のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*4とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、かつ
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約
- 住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）
- トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約
- 疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※補償の重複に関する確認のため、東京海上日動は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

4. 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕 ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	所得補償
生年月日		★
性別		—
職業・職務*1		☆
健康状態告知*2		★

- ※すべての補償について「他の保険契約等※3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 - *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
 - *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日※4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります※5。
- 責任開始日※4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
 - ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払することはできません※6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります)。
 - *4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
 - *5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
 - *6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合※1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

- *1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額※1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得※2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります)。
- *2 所得補償の場合は「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求※1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間※2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 - *1 解約日以降に請求することがあります。
 - *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることが更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償、医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はご更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者には、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保

険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
所得補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。
- 事故が起きたとき
 - 事故が発生した場合に、直ちに（所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
 - 保険金の請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方また

は保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入

内容をご照会された場合

2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関 
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください (https://www.sonpo.or.jp/)
事故受付センター(東京海上日動安心110番)	
 0120-720-110 受付時間:24時間365日	03-4332-5241 (全国共通) 受付時間:午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始を除きます)

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険期間 ☐ 保険の対象となる方
☐ 保険金額、免責金額(自己負担額) ☐ 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、 「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか?
☐ 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか? (平均月間所得額*1を上回る部分についてはその部分に基づく保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。 また、平均月間所得額*2がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*1の見直しを行ってください。 なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

告知の
大切さに
関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

告知書は保険の対象となる方**ご自身がありのままにご記入**ください。*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金をお受け取りいただけないことがあります。***

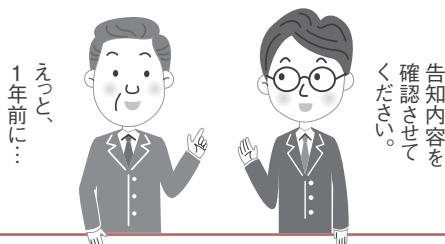
*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、
保険金をお受け取りいただけないことがあります。



過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
**告知内容についてご確認させていただく
場合があります。**



告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無(予定を含みます)
- 2 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

等

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 所得補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

健康状態告知書

所得補償保険にご加入される方はご回答ください。

質問1

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

あり

なし

質問2

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

あり

なし

質問3

<所得補償>
告知日(ご記入日)より過去2年以内に

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

1つ以上あり

申し訳ございませんが、お引受けできません。

全てなし

お引受けできます。

回答をご記入のうえ加入依頼書の表面の署名欄にご署名ください。

上記で説明している告知事項・通知事項は、保険種類ごとに異なります。右表をご確認いただき、ご加入いただく保険種類に該当する事項について、正しくご記入いただきますようお願いいたします。

★:告知事項
☆:告知事項かつ通知事項

	成年後見賠償責任保険・著作権・名誉毀損賠償責任保険	所得補償保険
被保険者名	☆	—
職業・職務*1	—	☆
生年月日	—	★
性別	—	—
損害賠償請求に関する質問	★	—
健康状態告知*2	—	★
他の保険契約等	★	★

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)*をご契約者およびご加入者に、ご加入者および保険の対象となる方の保険加入情報等(過去の情報を含みます。)*をご契約者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

22

もし事故がおきたら

保険事故に関するご相談・受付窓口のご案内

サイバーリスク(情報漏えい)保険	成年後見賠償責任保険、 著作権・名誉き損賠償責任保険
東京海上日動火災保険株式会社 コマーシャル損害部 国際賠償・航空グループ 〒100-8050 東京都千代田区大手町2-6-4 常盤橋タワー29階 TEL: 03-6704-4532	東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス部 火災新種損害サービス室 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4 TEL: 03-3515-7503
所得補償保険	取扱保険代理店
事故受付センター(東京海上日動安心110番)  0120-720-110 (受付:24時間365日)	株式会社カイトー 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル TEL: 03-3369-3100 FAX: 03-3369-3120 (受付 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く))

サイバーリスク(情報漏えい)保険、成年後見賠償責任保険、著作権・名誉き損賠償責任保険、所得補償保険(団体総合生活保険)は、日本FP協会を保険契約者とし、その会員を記名被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有します。

このご案内書は、サイバーリスク(情報漏えい)保険、成年後見賠償責任保険、著作権・名誉き損賠償責任保険、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。所得補償保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししています普通保険約款、および特約によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。